

新	旧	主な改正趣旨
<p style="text-align: center;">沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金 (商品改良支援) 実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成26年5月29日 決裁 平成27年3月30日 一部改正 平成28年3月25日 一部改正 平成30年3月30日 一部改正 平成31年3月28日 一部改正 <u>令和4年3月31日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金 (商品改良支援) 実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成26年5月29日 決裁 平成27年3月30日 一部改正 平成28年3月25日 一部改正 平成31年3月28日 一部改正 令和2年3月27日 一部改正</p>	
<p>第1条 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金(以下「補助金」という。)のうち、商品改良支援に対する補助金の交付については、補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>第2条から第3条 略</p>	<p>(通則)</p> <p>第1条 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金(以下「補助金」という。)のうち、商品改良支援に対する補助金の交付については、<u>沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金交付要綱</u>(以下「交付要綱」という。)その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>第2条から第3条 略</p>	<p>補助金名称の略が可のため削除</p>
<p>(補助対象経費)</p> <p>第4条 交付要綱別表2五商品改良支援の項の補助対象事業者の欄に規定する経費は次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>自社既存商品</u>の商品規格、パッケージの変更に係る試作品費用のうち、デザイン及び版代、型枠代。</p> <p>(2) (3) 略</p>	<p>(補助対象経費)</p> <p>第4条 交付要綱別表2五商品改良支援の項の補助対象事業者の欄に規定する経費は次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>商品規格</u>、パッケージの変更に係る試作品費用のうち、デザイン及び版代、型枠代。</p> <p>(2) (3) 略</p>	<p>商品開発支援との違いを明確にするため追記</p>

削除

(補助対象外経費)

第5条 補助事業の対象となる目的以外を兼ねて支出したと認められる経費については、補助対象外とする。

2 交付決定前に支払いを行った経費については、原則補助対象外とする。

(交付の申請)

第6条 交付要綱第6条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 初回申請時のみ必要となるもの
ア 履歴事項全部証明書(写し可)
イ ～ オ 略

(2) 略

2 設立1年未満の事業者による申請

決算期が未到来のため納税手続がなされていない場合、第1項第1号の県税納税証明書及び国税納税証明書を省略することができる。ただし、次に掲げる書類を全て提出すること。

- (1) 当該企業が、県産品等輸出実績を証する船荷証券(B/L)等。
- (2) 当該企業から、輸出先の輸入者へ宛てた請求書(インボイス)等

3 略

2 補助事業の対象となる目的以外を兼ねて支出したと認められる経費については、補助対象外とする。

3 交付決定前に支払いを行った経費については、原則、補助対象外とする。

(交付の申請)

第5条 交付要綱第6条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 初回申請時のみ必要となるもの
ア 申請者の履歴事項全部証明書(写し可)
イ ～ オ 略

(2) 略

2 設立1年未満の事業者による申請

決算期が未到来のため納税手続がなされていない場合、第1項第1号の県税納税証明書及び国税納税証明書を省略することができる。ただし、次に掲げる書類を全て提出すること。

- (1) 当該企業(輸出者)が、県産品等輸出実績を証する船荷証券(B/L)等。
- (2) 当該企業(輸出者)から、輸出先の輸入者へ宛てた請求書(インボイス)

3 略

・他支援メニューの構成と統一し第5条に移行するため削除

輸出者に限らないため削除

(実績報告)

第7条 交付要綱第12条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。

(1) ～ (6) 略

(為替レート)

第8条 現地通貨で支払った経費を日本円に換算する際には、申請日の前月末時点の為替レートで換算し、そのレートが確認できる資料を提出すること。

(雑則)

第9条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

(実績報告)

第6条 交付要綱第12条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。

(1) ～ (6) 略

(為替レート)

第7条 現地通貨で支払った経費を日本円に換算する際には、申請日の前月末時点の為替レートで換算し、そのレートが確認できる資料を提出すること。

(雑則)

第8条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。